

全教栃木 教育新聞

県立高校入試について考える

定員割れした高校は再募集を!

12日に一般選抜の合格者が発表されました。11,109人の受検者に対し合格者は8,969人で合格倍率は1.24倍でした。倍率が高かった高校は定員を増やしていますが、定員割れは下の表のような結果になりました。

昨年の定員割れ人数は160人、一昨年は140人、3年前は93人と年を追うごとに増加していることになります。

高校名	学科	定員	合格者	定員割れ人数
日光明峰	普通	160	82	78
栃木農業	生活科学	40	38	2
佐野	普通	160	159	1
真岡北陵	教養福祉	30	24	6
烏山	普通	200	185	15
馬頭	普通	120	77	43
	水産	25	24	1
大田原女子	普通	240	219	21
那須清峰	機械	40	34	6
	電気	40	38	2
那須	普通	120	115	5
	リゾート観光	40	24	16
黒磯	普通	240	235	5
2014年度定員割れ人数合計				201
2013年度定員割れ人数合計				160
2012年度定員割れ人数合計				140
2011年度定員割れ人数合計				93

	一般発表	再募集出願期間	試験日	発表	再募集の条件等	定時制の出願期間
群馬	3/17	3/19~3/20	3/25	3/28	5人以上の欠員がある場合。	全日制と同じ。3/31~4/3に追加募集もある。
茨城	3/13	3/14~3/17	3/19	3/24		全日制と同じ。
埼玉	3/10	日程は各高校で決定。			受検機会が2回の学校もある。	全日制と同じ。
福島	3/14	3/17~3/18	3/24	3/25		全日制と同じ。

30人学級を実現してゆきとどいた教育を

教員免許更新制を廃止させよう

パワーハラメント・長時間過密労働をなくそう

教え子を再び戦場に送るな

全栃木教職員組合（全教栃木）

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org

い。学習指導要領や中学校での学習の縛りの中で、基礎的な問題だけでなく、総合的な問題も出題している」と回答しました。

さて今年の数学の問題。入試翌日の『下野新聞』の分析（担当は進学塾 ACADEMY）では「全体の難易度は例年より易しく、典型的な問題が多く…」と評価されていました。私たちの要求を受け入れたのかどうかはわかりませんが、難問がなくなったことは評価したいと思います。

交渉では指摘しませんでした。2014年度の学力検査問題の「出題の方針」は「学力検査問題は、中学校学習指導要領に即するとともに、基礎的・基本的事項を重視するものとする」としています。自ら定めた方針に基づいた問題を出題した、それが今回の入試問題だったのかもしれませんが。

県立高校(全日制)の卒業率は98.3%

214名が卒業せず…

3月3日にほとんどの県立高校で卒業式が行われました。進路を決定し、進学や就職をしていく卒業生の活躍を期待したいと思います。

右の表は3年前の高校入試結果（全日制）です。合格者の総数は1万2281名でしたが、3日に卒業を迎えたのは1万2067名でした。留年した生徒がいるとしても、214名が卒業しませんでした。定員と同じ生徒数が卒業した高校はほんの一握りで、「さまざま」高校で卒業しない生徒が存在していました。「さまざま」事情で卒業できなかった生徒たちだとは思いますが、共通する課題がありそうにも思えてなりません。

(定時制の生徒については別な機会に。)

臨時採用者の「空白の1日」問題

社会保険加入が継続されます

前号で臨時採用教員の社会保険加入を継続するよう、宇都宮西年金事務所や県教委に要請したことをお知らせしました。

県教育委員会は3月31日に任用が切れる臨時教員について、今年度末から厚生年金と健康保険の加入を継続扱いとすることを決定しました。ただし継続となるのは、小中学校は同一事務所の学校、県立学校は同一校の場合に限られます。

私たちの要求がまた一つ実現しました。全栃木教職員組合は栃木県では小さな組合ですが、全国連帯の力で私たちの切実な要求の実現をめざし今後も活動していきます。

入学者を増やした高校	人数	定員に満たなかった高校	人数
宇都宮北	1	鹿沼商工	4
宇都宮白揚	6	日光明峰	49
宇都宮工業	3	佐野	17
鹿沼南	2	真岡北陵	1
今市	1	烏山	15
石橋	1	馬頭	4
小山南	2	大田原女子	2
壬生	1	那須拓陽	1
足利工業	1		
那須清峰	1		
矢板	2		
合計	21	合計	93
合格者数		12281	

東日本大震災から3年

原発再稼働は許さない



壇上は坂本龍一氏。

「0309 原発ゼロ大統一行動」が3月9日、東京の日比谷野外音楽堂を会場にして行われました。主催者の発表によれば、その後の国会、官邸に向けたデモ行進参加者を含め、3万2000名がこの行動に参加しました。

この行動には福島からの報告もありました。その1人である福島県楡葉町宝恭寺住職で福島原発避難者訴訟原告団の団長でもある早川篤雄さんの話を紹介します。

震災当日はジャガイモの種まきのための畑おこしをしていたが、そのとき使っていたトラクターはそのままになっている。寺は1395年の開山で、私は30代目の住職。檀家は130戸。小学校5年の外孫を跡継ぎにすることを何よりの励み、楽しみにしていたが、これを奪われた。寺は私の代で終わりだ。原発事故は地域そのものを破壊しつつ、人々のそれまでの人生のすべてを奪い、現在と先々の生きる術まで奪いつくした。原発事故は起こるべくして起きた。1967年に全国各地の住民運動は原発問題住民運動全国連絡センターを結成し、1986年のチェルノブイリ事故を受けて、「原発大事故、次は日本」というパンフレットをつくり、政府と電力会社に危険性を訴えてきた。残念ながらこのパンフレットのとおりにってしまった。儲けのために再稼働をするなら、「原発大事故、次も日本」という

ことになる。福島原発事故が現状でとどまっていることは、奇跡中の奇跡である。「原発ゼロ」を実現するまで、みなさんと一緒に闘いたい。

原発事故は隣の県で起きていること、見て見ぬふりはできない!

全栃木教職員組合は2月22日、宇都宮市内で教育研究集会を開催しました。この集会は組合員が自分の授業や子どもたちの状況に加え、学校行事などについても、率直に意見交流する場になっています。採用2年目の県央部の中学校に勤務する教員は、「昨年勤務した学校は生徒たちのことより、職場の人間関係で苦労したが、勤務校は生徒たちの指導で困ることもあるけれど、先生方は協力的でほっとしている」と職場の様子を報告しました。中学校社会科の授業の報告では、「社会科の授業で学んだこと」として3年生が書いた作文が紹介されました。そのいくつかを紹介します。

○公民の授業で現在の日本の状況などがわかりました。政府のことや世界各国との交流、人権のことなどを学習して、私は将来、今の日本がもっとよくなるような、自分のできることをして、社会に貢献できる人になりたいと思いました。(女子)

○原発に関する話を話したり、先生が話されることが増えました。社会科の授業がなかったら、ここまで深く、原発について考える機会はなかったと思います。考える機会がなかったら、それはすごく恥ずかしいことだと思います。同じ日本、しかも隣の

30人学級を実現してゆきとどいた教育を

教員免許更新制を廃止させよう

パワーハラスメント・長時間過密労働をなくそう

県で起きている問題を、見て見ぬ振りするような人間にはなりたくないと思いました。これからも、今の日本のことを考えながら行動していきたいです。(女子)

私たちも無関心ではられない、全日本教職員連盟、栃木県教職員協議会の活動

会員のみなさん、会費と会員数に見合った成果を得るために活動していますか…

「教育の正常化」って、どういうこと?



この写真は3/15付の『全日教連教育新聞』です。見出しには大きく「教育の正常化を目指して30年」とありますが、全日教連：栃木県教職員協議会に加入しているみなさんは、このことの意味をどれだけ理解して加入し、活動に参加しているのでしょうか。このことに取り組んでいる全日教連加盟組織がない自治体は全国に多数ありますが、それらの自治体で行われている教育は「正常化」されていないとでも言うのでしょうか。

全日教連は台湾のことを「中華民国」と呼びます。日本政府の立場は中国は一つであり、中華民国と正式な外交関係をもっていません。にもかかわらず、「中華民国」と呼ぶことは「正常」とは思えません。

3/20付『栃教協教育新聞』には1年間の成果報告が掲載されていました。これらの成果を否定はしませんが、少なくない会員が精神疾患で病気休職となっているのに、その人たちの願いや「つぶやき」に答えるような成果

教育の研究は個別具体的なものであり、だからこそ自由な意見交換が不可欠です。そんな教育研究集会を全栃木教職員組合は行っています。

は一つもありません。会員の願いや要求から出発してその実現を目指すのが地方公務員法でも規定している正常な「職員団体」であるはずです。

労働安全衛生体制のある市町では、教職員の過半数を組織している栃教協には大きな責務があります。その責務を果たすことも正常な職員団体には求められているのです。

「折衝」は交渉ではないの?



この写真は先に紹介した3/20付『栃教協教育新聞』の記事(元の記事はカラー印刷)です。「職員団体に対して折衝の機会を設ける義務は教育委員会にはない。[中略]教育委員会の真摯な対応であることを紹介しておく」とあります。

私たちは県教委と「折衝」を行っていますが、「全教との『折衝』も、栃教協同様に県教委の『真摯な対応』なのか」と県教委に尋ねたら、県教委は何と答えるでしょう。「真摯な対応である」とは、県教委は絶対に回答しないでしょ。

私たちのとの折衝で、須藤誠治教職員課小中担当GLは「組合への回答は誠実に守りたい」と述べました。この回答こそを教職員組合に対する真摯な対応というべきでしょう。

教え子を再び戦場に送るな

公務員にも団結権は保障されています。地方公務員法は公務員の労働組合を「職員団体」と規定しています。

こちら